



2 3 0 3 - 0 2 5

2 0 2 3 年 3 月 9 日

企業主導型保育事業ご担当者様

公益財団法人児童育成協会

令和5年4月からの子育て支援員の取り扱い及び 処遇改善等加算Ⅱにおける研修修了要件について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年度を間近に控え、事業者の皆様より最近多くいただく質問につきましてお知らせいたします。つきましては、以下内容をご理解、ご確認いただき、円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

記

1. 令和5年4月からの子育て支援員の取り扱いについて

- (1) 子育て支援員は、令和5年度4月から、研修を修了していない方は「子育て支援員」として取り扱うことができませんのでご注意ください。

仮に令和5年度中に研修を修了される予定の場合は、修了証記載の日付から「子育て支援員」とすることが可能です。

- (2) 「保育補助者雇上強化加算」については、令和5年度より「子育て支援員研修」を修了していない方は「子育て支援員」として取り扱うことができませんのでご注意ください。

修了証記載の日付から「子育て支援員」として取り扱いますので、その上で「企業主導型保育事業助成要領」記載の加算要件を満たす場合は、加算対象とすることが可能です。

2. 令和5年4月からの処遇改善等加算Ⅱにおける研修修了要件について

- (1) 研修の対象者のうち副主任保育士、専門リーダー等で加算対象となる方は、対象となる研修を修了することが必要となります。

「処遇改善等加算Ⅱ」は、「月毎の加算対象職員数」により助成されるため、修了証記載月の翌月（記載日が1日の場合は当月）から加算対象とすることが可能です。修了すべき研修分野については「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」をご確認ください。

- (2) 「職務分野別リーダー等」については令和5年度中の研修修了要件は適用されませんが、令和6年度より適用されるため、令和6年度4月より継続的に対象者とする場合は、令和5年度中の研修修了が必要となります。



3. 参照条文

(1) 「1.」について

『企業主導型保育事業費補助金実施要綱』第3の2の(4)の②より

保育従事者は、保育士、子育て支援員（「子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）」に規定する子育て支援員（地域保育コースのうち地域型保育の研修を修了した者又は令和4年度中に当該研修を修了する者に限る。）をいう。）その他保育に従事する職員として市町村が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（令和4年度中に修了する者を含む。）等とし、…（以下略）

(2) 「2. (1)」について

『企業主導型保育事業費補助金実施要綱』（別紙3）7の(4)より

ア 副主任保育士、専門リーダー等

(2) ア又はイ※に定める研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとすること。

- ・令和4年度までの間は研修修了要件を適用しない。
- ・令和5年度は、(2)ア又はイのうち1以上の研修分野の研修を修了すること。
- ・令和6年度は、(2)ア又はイのうち2以上の研修分野の研修を修了すること。
- ・令和7年度は、(2)ア又はイのうち3以上の研修分野の研修を修了すること。

※注「ア 専門分野別研修」及び「イ マネジメント研修」を指します。

(3) 「2. (2)」について

『企業主導型保育事業費補助金実施要綱』（別紙3）7の(4)より

イ 職務分野別リーダー等

(3) ウに定める研修修了要件については、令和6年度から適用することとし、令和5年度までの間は研修修了要件を適用しない。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部

電話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:15~17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>